

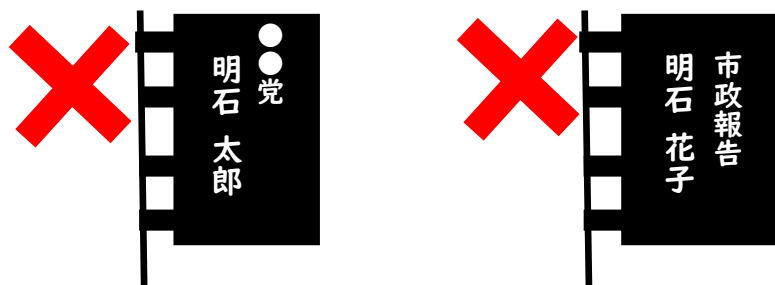
# 街頭における文書図画の掲示（使用）の規制について

〜〜 政治活動時には、くれぐれもご注意ください！ 〜

政治活動における「のぼり旗」、「たすき」、「プラカード」、「腕章」については、掲示（使用）の規制があります。

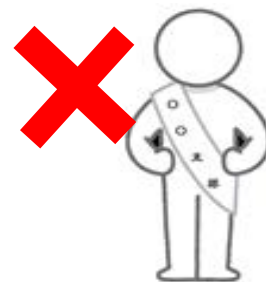
## 「のぼり旗」の使用について

- ① 街頭演説で使用するのぼり旗（横断幕）は、公職者の氏名や氏名が類推される事項を記したものは使用できません。  
後援団体の名称を表示するものも使用できません。
- ② 「のぼり旗」を自転車に取り付けたり、住宅地などの私有地、道路沿いなどに設置することも、公職者の氏名等が表示されたのぼりの掲示は規制に抵触します。
- ③ 市政報告会等の屋内における演説会・講演会・研修会での開催中は、会場において公職者の氏名が表示されたものは掲示できます。



## 「たすき」の使用について

- ① 「たすき」の使用は、選挙運動において、公職の候補者に限り使用することができます。
- ② 政治活動に公職者の氏名・後援団体の名称がある「たすき」は使用できません。使用すると違反であり、事前運動にあたる恐れがあります。



※ 「たすき」の他に「腕章」「胸章」「プラカード」なども、公職者の氏名や後援団体の名称のあるものは、政治活動では使用できません。

### 【ご注意】

☞ 上記の規制された行為については、公職選挙法 243 条に罰則の規定があります。